

可能性にチャレンジ！！

中小企業従業員・農業者派遣研修助成制度のお知らせ

公益財団法人長岡市米百俵財団では、広く有為な人材を育成するため、派遣研修の助成制度を設けています。この制度は、中小企業で働く人や農業をしている人が派遣研修に参加する場合に自己負担の一部を助成するものです。あなたもこの制度を利用してステップアップを！

《派遣研修助成制度について》

◆助成の対象となる研修（研修の期間が4日以上のものに限ります。）

- 1 国、県、市が中小企業従業員や農業者を対象に実施する研修
- 2 中小企業大学校や商工会議所、商工業団体が実施する研修
- 3 農業関係団体等が実施する研修
- 4 市内の大学が実施する研修

◆助成の対象者

- 1 市内に事業所を有する中小企業の従業員（役員の方は除きます。）
- 2 市内に住所を有する農業者

◆助成する経費

受講料、宿泊費、交通費のうち自己負担にかかる経費（会社等が負担する経費は除く。）が助成の対象となります。なお、助成額は100円未満切捨てとします。

- 1 国内派遣研修の場合にあっては、自己負担額が6万円以下のときはその全額、6万円を超えるときは超えた分の3分の2以内の額を6万円に加算した額
- 2 国外派遣研修の場合にあっては、自己負担額の3分の2以内の額
- 3 限度額：国内研修の場合・・・100,000円 国外研修の場合・・・300,000円

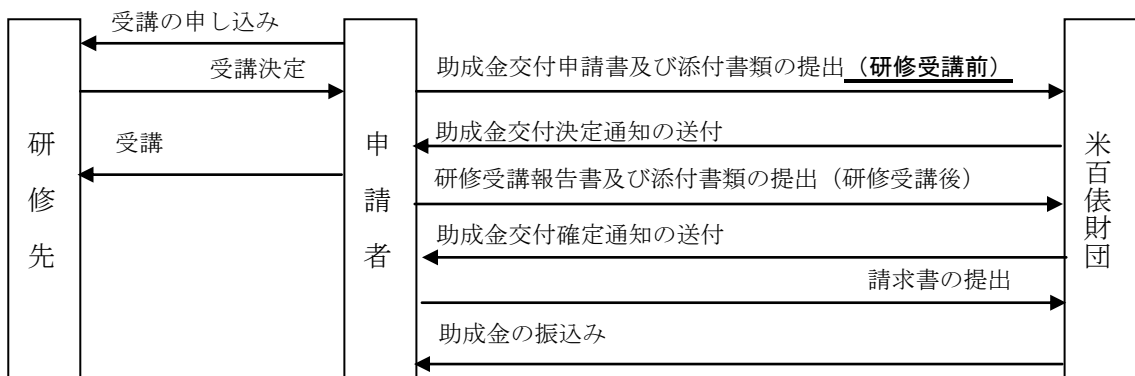
交通費について

注1 中小企業大学校三条校に研修する場合の交通費は、長岡駅⇄東三条駅間のJR信越本線往復料金及び東三条駅⇄大学校間のタクシー料金を算定します。

注2 新潟市で研修の場合、交通費は、高速バス料金もしくは、長岡駅⇄新潟駅間のJR新幹線Sキップ料金を算定します。

注3 マイカー使用の場合は、交通費は助成されません。

◆助成を受ける手続（流れ） ※助成を受けるには、事前の申請が必要です。



- 添付書類
- ・研修の受講決定を証明する書類
 - ・研修実施主体が発行する研修費用の総額を証明する書類
 - ・研修費用に宿泊費が含まれていない場合は、研修期間中の宿泊費総額を判定できる書類
 - ・他の団体から研修費用の補助を受ける場合には、その額を証明する書類

◆お問い合わせ先

公益財団法人長岡市米百俵財団事務局

〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市役所総務部庶務課内 TEL 39-2203

《Q & A もっと詳しい情報》

Q 1 中小企業従業員を対象とした研修としては、実際にどんなものがありますか？

A 1 中小企業大学校で行っている、「営業マネジメント強化講座」や（財）にいがた産業創造機構が行っている「モノづくり革新人材群形成事業」などがあります。

Q 2 農業者を対象としたものでは、どんなものがありますか？

A 2 新潟県で行っている新潟・ブラジル農業青年交流事業といった海外派遣研修などが挙げられます。

Q 3 参加しようとする派遣研修で、ほかにも助成制度や補助制度がある場合は、この助成制度で重複して助成を受けられるのですか？

A 3 研修の受講に要する経費の全体額から、すべての助成金等を差し引き、残りの自己負担額に対して助成します。

Q 4 企業内研修として海外に行くような場合は、どうですか？

A 4 助成の対象とする研修は、その研修の実施主体が公的なものに限っていますので、対象になりません。

Q 5 市外に住所がある人が長岡市内の事業所に勤めている場合は、対象となるのでしょうか？

A 5 この制度の対象とします。

Q 6 農業の後継者はどうでしょうか？

A 6 この制度の対象とします。

Q 7 申請はどのタイミングで行うのでしょうか？

A 7 必ず研修の受講前に申請を行ってください。受講後の申請は認められません。

Q 8 4日以上の研修とは、4日間連続していないとだめでしょうか？

A 8 同じ研修の内で、4日以上研修日があれば連続していなくてもかまいません。

**視野を広げたいあなた
知識を深めたいあなた
派遣研修は、ステップアップのチャンスです！！**

公益財団法人長岡市米百俵財団